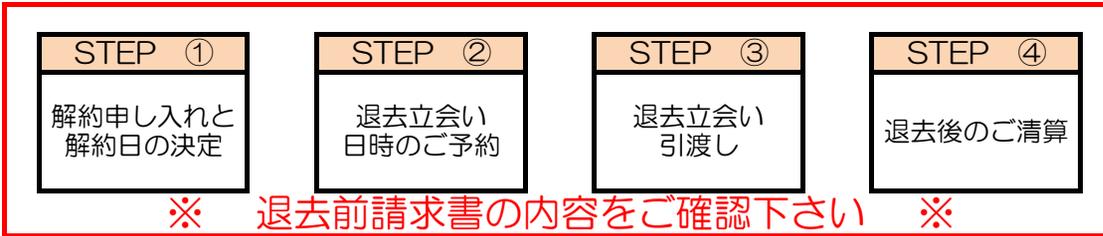


～ 退去の手続き ① ～

● 解約申し入れから清算までの流れ



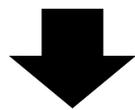
- ① 立会日時を遅くとも1週間前迄に確定して頂き、事前に必ずご予約をお願い致します。
- 立会い予約は先着順となり、ご希望に沿えないこともございます。お早目のご連絡をお願い致します。
 - 立会日は平日 午前10時～午後4時・土曜日 午前10時～午後3時までの間をお願い致します。尚、日祝日及び年末年始他、当社指定の連休日は立会いを行なっておりません。



- ② 電気・ガス・水道（個別でご契約されている業者含む）など各事業所にご連絡頂き引越し日の通知及び使用料金のご清算について確認をお願い致します。
- 転居日までに必ず使用料金のご清算をお願い致します。（当社にて検針・請求をしている物件は除く）
 - 郵便物の転送手続きも明渡し前までに、お忘れなくお願い致します。手続きに関する詳しい内容は、最寄の郵便局またはインターネットなどでご確認願います。
 - 新聞・電話・インターネット関連なども同様に手続きをお忘れなくお願い致します。



- ③ 立会当日は認印をご用意頂き、鍵（入居時受領分の鍵及びスペアキー含む）その他、備え付けのファイルをご返却願います。
- お引越しが完了し、お部屋の中に荷物が無い状態で立会い点検を行います。車庫やトランクルームのご利用者はお荷物等の置き忘れの無いようにご確認下さい。
 - 引越しの際に発生するゴミ・処分物は立会い時まで所定の方法にて撤去・処分をお願い致します。



- ④ 解約月の最終賃料清算について
- 解約月の賃料に過剰金が発生した場合は、退去明け渡し後のご清算となりますのでご注意ください。返金時期は、敷金等の清算と合わせて行い通常45日程度でのご返金となります。

＊＊ 明渡し/立会い時迄に全ての清算を完了して下さい ＊＊



— 管理会社 —

札幌市東区北31条東10丁目2-29

株式会社 不動産ガイド

TEL (011) 733-8550

～ 退去の手続き ② ～

● 退去に際しての保険解約・異動手続きについて

お住まいを退去される際は、火災保険の解約又は異動手続きが必要となります。
※ご加入の保険会社及び保険証券をご確認下さい。

【富士火災海上・三井住友海上 ご加入者の方】

～ 解約の場合 ～

●保険期間が満期になっていない場合・・・

返戻金有り → 退去立会時に解約の手続きが必要（その場でご記入・ご捺印を頂きます）

立会時にご持参頂くもの：ご印鑑・返金先口座がわかるもの（通帳等）

※立会時に解約書類を頂けない場合



解約書類受取書に署名を頂き、返信用封筒と一緒に御渡し致しますので
ご案内文に記載の期日までに当社までご返送をお願い致します。

注）返送期日を過ぎてのご返送は書類到着日での解約扱いとなり、返戻金の減額や
返戻金が無しとなる場合もございますのでご注意ください！！

◇ご返金に関しましては、保険会社より直接返金となりますので多少お時間を
頂くこともございますので予めご了承頂きます様お願い致します。

●保険満期まで1ヶ月をきっている場合・・・

返戻金無し → 解約手続き不要

～ 火災保険を転居先に異動される場合 ～

火災保険を転居先へ異動する場合には、転居先の物件の構造等情報が必要となります。
物件の構造によっては、保険料の追徴・返金がある場合もございます。

【東京海上ミレア ご加入者の方】

同封されている解約手続き用ハガキに必要事項をご記入の上、郵便ポストに投函して頂くか
下記の連絡先にご連絡をお願い致します。

☎ 0120-670-055

※解約日は必ず退去立会日と同じ日付でご記入下さい

【その他の保険会社にご加入者の方】

ご契約者様ご自身で加入している保険会社へご連絡の上、解約もしくは異動の手続きをお願い致します。
※解約日は必ず退去立会日と同じ日付でお願い致します。

— 管理会社 —

札幌市東区北31条東10丁目2-29

株式会社 不動産ガイド

TEL (011) 733-8550

